

② 特定原材料等を使用していない旨の表示

- 特定原材料等を使用していない旨の任意表示を新規に促進。

表示を奨励されている品目の表示を欠く場合、「その品目を使用していない」のか「品目を使用しているが表示されていないのか」を正確に判断できない。



「一定の特定原材料等を含むであろう」と社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料を使用せずに製造した場合（例：卵と小麦を使わないケーキ）

例：「本品は卵及び小麦を使っていません」

等の当該特定原材料を使用していない旨の任意表示を新規に促進する。（但し、使っていない≠含んでいない）

③ 特定原材料等の文字の色・大きさ

- 視認性を高め適切な判断を可能にする方策として、文字の色や大きさを変えたり、一括表示欄外に別途強調表示する等を容認。

製造者等が任意で行えるように食品衛生法、JAS法での取り扱いを明確化する。

文字の色を変えた例

名 称	ポテトサラダ
原材 料名	じゃがいも、にんじん、ハム（卵・豚肉を含む）、マヨネーズ（大豆油を含む）、たんぱく加水分解物（牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）、調味料（アミノ酸等）

文字の大きさを変えた例

名 称	ポテトサラダ
原材 料名	じゃがいも、にんじん、ハム（卵・豚肉を含む）、マヨネーズ（大豆油を含む）、たんぱく加水分解物（牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）、調味料（アミノ酸等）